

令和3年陸別町議会9月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年9月7日 午前10時00分			議長	本田 学
	散会	令和3年9月7日 午後3時07分			議長	本田 学
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1	中村佳代子	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	久保広幸	○			
	4	谷 郁 司	○			
	6	多胡裕司	○			
	7	渡辺三義	○			
	8	本田 学	○			
会議録署名議員	久保広幸		谷 郁 司			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	監査委員	飯尾清	農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副町長	早坂政志	会計管理者	本間希		
	総務課長	副島俊樹	町民課長	棟方勝則		
	産業振興課長	今村保広	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	丹野景広	国保開寛斎診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課主幹	請川義浩				
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教委次長	空井猛壽				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第45号	公平委員会委員の選任について
4	議案第46号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
5	議案第47号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
6	議案第48号	陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
7	議案第49号	固定資産税の課税免除の特例に関する条例
8	議案第50号	陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例
9	議案第51号	陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
10	議案第52号	陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例
11	議案第53号	陸別町福祉館等条例の一部を改正する条例
12	議案第54号	令和3年度陸別町一般会計補正予算（第3号）
13	議案第55号	令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
14	議案第56号	令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）
15	議案第57号	令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（本田 学君） ただいまから、令和3年陸別町議会9月定例会を開会します。

高橋参事より欠席する旨の報告が説明ありました。

◎諸般の報告

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告綴のとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（本田 学君） 町長から行政報告の申出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議会6月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。口頭で3件、御報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。

5月10日接種開始以降、9月1日までに1回目の接種を終えた方は1,628人で、当初の12歳以上の人口に対する割合は75.72%、同じく2回目を終えた方は1,419人で66.0%となっております。

当町では、週3日で決められた人数の接種としておりますが、順調に接種が行われており、10月24日には集中的な接種を終了する予定であります。なお、北海道は8月27日から9月12日までの17日間において、第3回目の緊急事態宣言の発出となりました。全国的な感染拡大に伴い、ついに町民の感染も確認され、町民の皆さんには、より一層の予防対策をお願いするところであります。

次に、陸別歯科診療所の動産引渡し請求訴訟についてであります。

本年6月17日付で、陸別歯科診療所の動産引渡し請求訴訟が提訴され、札幌地方裁判所より訴状の複本の送達を受けました。

事件番号は、令和3年（ワ）第584号動産引渡し請求事件。

原告は、荒川英雄。

訴訟代理人弁護士は、長友隆典ほか1名。

被告は陸別町、係属は札幌地方裁判所民事第2部であります。

訴状の概要は、令和元年5月31日付で締結した動産譲渡契約の債務不履行を理由とする譲渡契約解除無効及び取消しの主張により、陸別町に対し譲渡した動産の引渡しを求めるといったものであります。

当町としましては、原告が訴える動産譲渡契約の債務不履行などはないものと認識しており、本件につきましては、北海道町村会の顧問弁護士の所属する弁護士法人佐々木総合法律事務所に代理人を依頼し、対応しているところであります。

7月30日に第1回口頭弁論が行われ、双方の代理人弁護士が出廷して、原告側は訴状、訴状訂正申立書を陳述、当方は答弁書を陳述しております。次回は9月14日が指定されており、原告側から答弁に対する反論の準備書面が提出される予定となっております。

弁護に係る経費についてであります。札幌弁護士会報酬規定に照らして算出される着手金と報酬金を支払うこととなります。着手金は37万4,000円で、予備費充当により既に納入いたしました。報酬金は成功報酬となりますので、今後、補正予算等により計上させていただきたいと考えております。

続きまして、令和3年9月1日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所及び北海道糖業株式会社本別製糖所調べによる農作物生育状況について、報告いたします。

本年の気象経過につきましては、6月は全般的に平年よりも気温は高く、また、日照時間も平年を大きく超えております。降水量は中旬までは平年並みでしたが、下旬は雨のない日が続きました。7月は中旬は曇りの日が多く、中旬以降は好転に恵まれ、日平均気温で平年を4度以上上回り、最高気温が25度以上の日が続きました。また、日照時間につきましては、中旬以降は平年を大きく超えております。降水量は極めて少なく、7月の総雨量は4.5ミリと平年の約5%となっております。8月は中旬の気温は総じて平年より高く、中旬以降は平年並みとなっております。降水量は、中旬に集中的な降雨がありましたが、総雨量は平年並みとなります。

牧草につきましては、2番牧草の収穫は平年より5日早く始まり、収穫初めは平年8月22日のところ、本年8月17日となっております。収穫期についても平年9月2日のところ、本年8月27日と収穫は早く進んでおります。収量については、平年を下回る見込みとなります。

飼料用トウモロコシにつきましては、成育は順調で、平年8月29日のところ、本年8月26日と乳熟期で3日早くなっております。

てん菜につきましては、7月下旬から8月上旬にかけての少雨干ばつ以降、8月に入り降雨があったものの、生育の停滞の完全な解消には至っておりません。収量は平年並みの見込みとなります。

なお、事業、業務、工事等発注一覧表を別途お手元にお配りしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（本田 学君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 議会6月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

教育関係の事業等につきましては、書面のとおりであります。

次に、口頭で2件、御報告いたします。

1件目は、新型コロナウイルス感染症関係のうち、学校、教育施設、各種行事等の対応についてであります。

8月27日から9月12日までの17日間、北海道に緊急事態宣言が発令されました。この間、町内小中学校は通常授業といたしますが、児童生徒には放課後の速やかな下校と教職員の定時退勤に努めてまいります。

また、教育施設につきましても、感染拡大防止のための取組として、一般町民に開放しています体育館を含めた学校施設、体育施設は同期間中利用を中止、公民館、関寛齋資料館は臨時閉館、町民水泳プールは小学校の水泳授業を除き、一般開放を8月25日に終了いたしました。

各種行事関係では、9月2日の第13回町民水泳記録会、同月5日の第35回町民パークゴルフ大会、10月3日の第48回北陵岳町民登山会は中止とさせていただきました。また、来年3月13日開催を予定しておりました第28回日産カップ陸別「歩くスキーの集い」につきましても日産試験場側との協議の結果、大変残念ながら3年連続の中止とさせていただきました。今後も感染症対策を徹底し、円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

2件目は、英語指導助手の任命についてであります。

平成30年4月9日から任用してまいりましたリーミンシェン氏は令和3年8月5日任期満了となり、8月19日カナダに帰国をいたしました。3年4か月間の在任となり、大変お世話になりました。後任につきましては現在手続中ではありますが、10月下旬に着任する予定となっております。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番久保議員、4番谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、9月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和3年陸別町議会9月定例会の運営について、9月3日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告をいたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、人事案件3件、計画の策定1件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、補正予算4会計、決算認定7会計の合わせて20件であります。

次に議会関係では、一般質問4名、町長からの諮問1件、意見書案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から9月17日までの11日間とし、9月10日から13日までの4日間は休会にすることに決定をいたしました。

なお、急を要する案件が生じた場合につきましては、休会中に会議が開催されること

もあり得ますので、御理解をお願いいたします。

また、9月9日につきましては、予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定をいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことにいたしました。

議案第46号から第47号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について2件と、議案第50号陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例から議案第52号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例までの3件と、議案第54号から議案第57号までの令和3年度各会計補正予算4件及び議案第58号から議案第64号までの令和2年度各会計決算認定7件を、従前の例と同様に、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることにし、質疑、討論、採決は、各議案及び各会計ごとに行うことにいたしました。

なお、令和2年度各会計決算認定につきましては、会期前半の8日までに提案理由の説明、監査委員への質疑までを行った後、休会を設け、質疑、討論、採決は9月14日以降に行うことにしております。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月17日までの11日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月17日までの11日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおりに行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

次に、お諮りします。

週休日及び諸般の事情のため、9月10日から9月13日までの4日間は、特別の事情が生じない限り、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、9月10日から9月13日までの間は休会にすることに決定しました。

◎日程第3 議案第45号公平委員会委員の選任について

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第45号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第45号について御説明申し上げます。

公平委員会委員の選任についてであります。現委員のうち1名が令和3年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただきまして、選任しようとするものであります。

現委員の石田静子さんを引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字トマム2番地115。生年月日は、昭和24年9月19日生まれの満71歳であります。

石田さんは昭和40年3月に陸別中学校を御卒業され、実家である農業を手伝っておられました。その後、昭和48年4月に イサオさんと御結婚され、農業に従事されてこられました。石田さんは、平成30年8月10日から現在まで公平委員会委員として御活躍されており、人物、識見とも申し分のない方であり、人格も高潔であると考えておりますので、どうか御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第45号公平委員会委員についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第45号は同意することに決定しました。

◎日程第4 議案第46号固定資産評価審査委員会委員の選任について

◎日程第5 議案第47号固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（本田 学君） 日程第4 議案第46号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第5 議案第47号固定資産評価審査委員会委員の選任についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第46号固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。現委員のうち2名が令和3年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただきまして選任しようとするものであります。

現委員の林恵子さんを引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別東2条1丁目3番地1。生年月日は、昭和25年1月19日生まれの満71歳であります。

林さんは、道立本別高等学校卒業後、家業の林豆腐店を手伝われ、昭和46年に茂雄さんと御結婚、現在は平成3年6月から始められた新聞販売店を御家族と一緒に経営されておられます。林さんは、平成19年5月26日から現在まで固定資産評価審査委員会委員として御活躍されており、人物、識見とも申し分のない方でありますので、どうか御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第47号固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。さきの議案同様、令和3年9月30日をもって任期満了となります。固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、議会の同意をいただきまして選任しようとするものであります。

現委員の佐藤秀昭氏を引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別原野基線329番地47。生年月日は、昭和35年6月25日生まれの満61歳であります。

佐藤氏は、陸別町生まれで陸別小中学校を卒業されており、昭和55年3月に北海道中央工学院専門学校の建築科を卒業された後、同年4月に陸別町に戻られ、株式会社佐藤建設に入社されております。以降、同社の建築業に従事され、平成14年9月からは同社の代表取締役役に就任され、現在に至り御活躍されておられます。佐藤氏は令和2年11月30日から現在まで固定資産評価審査委員会委員として御活躍されており、人格、識見とも申し分のない方でありますので、ぜひとも御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） これより、議案第46号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第46号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第46号は同意することに決定しました。

○議長(本田 学君) これより、議案第47号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により、討論を省略し、これから議案第47号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第47号は同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第48号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○議長(本田 学君) 日程第6 議案第48号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第48号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてであります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(本田 学君) 副島総務課長。

○総務課長(副島俊樹君) それでは、私のほうから議案第48号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について説明をさせていただきます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項の規定に基づき、陸別町過疎地域持続的発展市町村計画(令和3年度から令和7年度)を別紙のとおり定める、であります。

議案説明資料及び別冊の計画書により説明をいたします。

過疎地域対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、昭和55年からは過疎地域振興特別措置法、平成2年から過疎地域活性化特別措置法、平成12年から過疎地域自立促進特別措置法が制定され、以降、令和3年3月まで約50年にわたり特別措置が講じられてきました。

しかし、過疎地域においては人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能低下など、依然として厳しい状況にあることから、過疎地域の持続的発展という新たな理念の下、令和3年4月過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。

この法律は、令和13年3月31日までの10年間の時限立法となっております。

議案説明資料ナンバー1の1を御覧いただきたいと思います。

法律の全文と第1条を抜粋して載せてございます。御参照いただきたいと思います。

幾つか見直されたポイントがありますが、先ほども説明した過疎地域の持続的発展が目的となったこと、過疎地域の要件が見直されたこと、過疎対策目標の項目の追加、計画書記載事項の追加などがあります。

本町は、令和3年3月31日まで過疎地域自立促進特別措置法により議会の議決を経て、陸別町過疎地域自立促進市町村計画を策定し、事業を進めてまいりました。今回新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき、陸別町過疎地域持続的発展市町村計画（以後、過疎計画と言います）を定めることとなります。この計画は、議会の議決を経て定めることとなっております。前の法律、計画と同様でございます。

このたび、北海道知事との協議が整いましたので、議案として提案されていただきました。計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間で、北海道が定める北海道過疎地域持続的発展方針の期間と同じです。

なお、議案説明資料ナンバー1の2にスケジュールを記載しておりますが、過疎計画につきましては、あらかじめ北海道との協議が必要であり、6月25日から事前協議、8月11日に本協議を行いまして、8月26日付で同意を得てございます。また、7月19日に陸別町まちづくり推進会議に諮問、内容を説明し、8月6日に計画策定について適当であると認める答申を受けております。

その際に特に意見等はございませんでした。

それでは、別冊の過疎計画について計画の要点を説明いたします。

計画の内容につきましては、令和2年度から10年間の計画期間とする第6期陸別町総合計画の内容を踏襲した上で、現状の把握やその対策などを6期総合計画策定時から変わってきている点などを修正し、必要な事業を計画に搭載しているところでございます。

また、策定済みの陸別町人口ビジョン総合戦略や陸別町公共施設等総合管理計画との整合性を図った計画としております。現状の把握やその対策など、周辺地域、国内外の

情勢を踏まえまして、庁舎内各課において、計画書の本文、事業計画などについて検討、確認を行い、必要な事業について計画策定をしております。前の計画と同様、過疎計画に基づいた事業を実施する際、財政上有利な過疎債を借りることができます。起債の償還に当たり、7割が交付税措置されるというものでございます。

計画書のつくりとしましては、国から示されたひな形により作成するもので、施策区分等についても国から示された区分になっております。1ページ目から順番に説明いたしますが、内容につきましては概ねこれまでの過疎計画を踏襲した形となっておりますことから、新たに加わった部分などを中心に説明をいたします。

1ページ目からは、陸別町の概況につきまして記載をしております。

自然的条件、歴史的条件につきましては、前の計画と同じ内容でございます。

2ページ目の社会的条件につきましては、人口、世帯について平成22年から平成27年の国勢調査の数値に変えております。人口は平成27年には2,482人、世帯数は1,128世帯と前回の平成12年より減少しております。

経済的諸条件につきましては、酪農に関しては乳量は増えておりますが、農家戸数は減少しております。そのほかの記載内容は前の計画を踏襲しております。

過疎の状況につきましては、記載内容は前の計画を踏襲しておりますが、5行目に記載しております産業就労人口の推移はさらに減少しており、昭和35年から令和3年までに74%の減少となっております。

3ページの社会経済的発展の方向につきましては、前の計画を踏襲しております。

3ページ下段からは(2)人口及び産業の推移と動向について記載しております。①の人口の推移と今後の見通しについては、前の計画を踏襲した記載としております。②の産業の推移と今後の動向につきましても、基本的には前の計画を踏襲した記載としておりますが、2行目の就労者数の割合を平成22年から平成27年の数値に変えており、第1次産業の就労者は30.1%と平成22年より減少し、逆に第3次産業は55.9%、微増となっております。また、表の上、文章の下から5行目からとなりますが、第3次産業についての記載は、前の計画では増加するものと考えられていましたが、本計画では第3次産業も人口減少に伴い、就労者数の増加は見込めない状況にありますとしております。その下の人口の推移の表については国のひな形に沿った内容となり、それぞれの年ごとの国勢調査による数値を記載しております。

また、5ページには、人口の見通しとして、ひな形に従い人口ビジョンの表を記載しております。

6ページ目からの行財政の状況につきましては、①歳入歳出の状況、②地方債及び基金残高、③各財政指標についてそれぞれ記載しておりますが、内容につきましては前の計画を踏襲した記載としておりますが、各種数値につきましては、令和元年のものに変更しております。

7ページの市町村の財政状況の表につきましては、記載の年度、区分内容等はひな形

に沿って記載しております。

8 ページの主要公共施設等の整備状況につきましても、ひな形に沿った内容となっております。

9 ページの(4)地域の持続的発展の基本方針は、基本的には前の計画を踏襲した内容となり、下段にありますように産業の振興を図りながら、子供を安心して産み育てられる環境づくり、高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくり、生活環境や教育環境の整備、移住・定住の促進など、地域社会を担う個性豊かな人材の確保・育成など総合的な事業を展開し、潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を目指すことを基本に、本町の総合計画、令和2年3月に策定した陸別町総合戦略や、道の基本方針との整合性を図りながら、自立促進に向けたまちづくりに取り組んでいくことを基本方針としております。

10 ページの(5)地域の持続的発展のための基本目標は、新たに加えられた項目で、①自然と溶け合う豊かな地域産業のまちとして、基幹産業の充実、イベントを通じての観光振興、商工業の振興などを記載しております。②支え合いで心と体の幸せをつくるまちとして、保健医療に関する施策、子育て支援の体制づくり、支え合う仕組みづくりなどを記載しております。③快適に暮らせる心地よい生活環境のまちとして、災害に強いまちづくり、地域公共交通、生活インフラに関する環境整備等を記載しております。④豊かな心を育む学びと人づくりのまちとして、学習環境づくり、人づくりの推進などを記載しております。

11 ページになりますが、⑤ふれあいと交流で創るあたたかなまちについては、まちづくりへの参画の機会の充実、潤いのあるまちづくり、行政の住民ニーズに対応できる体制づくり、持続可能なまちづくりの推進などを記載しております。人口については、令和2年3月に策定した人口ビジョンと同様に、2025年の住基人口で2,290人を目標とします。

11 ページの(6)計画の達成状況の評価に関する事項も新たに加えられた項目で、計画の達成状況の評価については、毎年度事業費の実績及び住基人口について公表することとします。

(7) 計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日の5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合も新たに加えられた項目であります。公共施設等総合管理計画に記載された基本的な考えを記載しております。

①総資産量の適正化では、現在保有している公共施設を全て更新することは、財政状況、予算規模から非常に困難であると想定し、公共施設等の在り方や必要性等の総合的な評価環境の変化を踏まえ、総資産量の適正化を図ることとしております。②長寿命化の推進につきましては、計画的な管理、維持修繕による長寿命化について記載しています。③公共施設のマネジメントについては、管理コストの縮減、情報提供、施設の再編、利活用についての住民との認識共有に努めることなどを記載し、この市町村計画に

記載された全ての公共施設等の整備が、総合管理計画に適合しているとしております。

今後、起債、過疎債を借る場合に、これらについて条件となってくると考えております。

13ページからは項目ごとの具体的な計画となります。

2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成は、新たな項目で（1）現況と問題点として、①移住・定住では人口減少による問題点、地域づくりにおける課題などを記載しております。②地域間の交流では、関寛齋とゆかりのある町や電機連合、ラコム市との人的交流などについて記載しております。③人材育成については、地域課題解決のための人材育成の必要性について記載しております。

（2）その対策として、①移住・定住では、移住希望者の積極的な受入れ、そのための方法、施策などを記載しています。②地域間交流では、イベント、観光資源を活用した関係人口の拡大、ふるさと会、友好町民の会、イベントなどを通じた地域間交流などについて記載しています。

14ページになりますが、③人材育成では、多様な人材の育成について記載をしております。

（3）計画については、令和3年度から令和7年度に予定している事業を記載しております。移住・定住では、移住定住促進住宅建設等補助事業、過疎地域持続的発展特別事業として、移住交流対策事業、交流人口対策事業、リ・クリエーションサマーinりくべつ開催事業を記載しています。

15ページ、3、産業の振興は、基本的に前の計画を踏襲するものですが、（1）現況と問題点として、①農業では、農家数の減少、人材不足への対応、持続可能な形態の整備、販売ルートの確立などについて記載しています。②林業では、今後の森林整備の方向性等について記載しております。

16ページになりますが、③商工業では、厳しい経営環境、事業継続などについて記載しています。④観光またはレクリエーションでは、十勝オホーツク自動車道（北海道横断自動車道網走線）のさらなる整備により、十勝・釧路・オホーツク圏の中間地点として交通利用の増加が見込まれる中で、観光協会を中心として町や商工会が情報を共有し、連携しながら単なる通過点としてではなく、魅力ある観光地としての整備を進める必要があるとしています。

（2）その対策として、①農業では基盤整備、品質向上に向けた取組、安定的に持続する経営の支援等を掲げ、I、農業基盤の整備からXⅢ、鳥獣被害防止対策まで記載しております。②林業では、担い手の育成確保、長期的な視野の森林整備、景観形成などを掲げ、I、適正な森林事業の実施や森林の保全からX、森林認証取得による安心・安全な木材生産への取組の周知まで記載しております。

18ページになりますが、③商工業では、商工会が実施している施策、事業への支援や小規模企業の振興に資する取組などを掲げ、I、商工会の活動を支援し、商工業の振

興を図るからXⅡ、地域おこし協力隊事業などを活用し、地域産業の活性化や担い手の育成を推進しますまで記載しております。

19ページの④観光又はレクリエーションでは、「日本一寒い町」「星空の町」をキーワードとしたまちづくりを継続的に進め、十勝オホーツク自動車道の延伸に対応した取組、自然を生かした受入れ体制の整備などを掲げ、I、株式会社りくべつとの連携からXⅣ、既存の地域交通の利用しやすい環境づくり、町内の交通手段の確保に努める、まで記載しております。

20ページの(3)計画については、令和3年度から令和7年度に予定している事業を記載しております。陸別地区草地畜産基盤整備事業から記載しておりますが、4行目の林業専用道苫務北斗満線開設事業や21ページの2行目、小規模企業等振興事業は新たな事業として記載しております。

21ページの(4)産業振興促進事項は新たな項目となりますが、過疎法による町税の減免等の適用のため、過疎振興促進事項として、産業の振興促進区域及び振興すべき業種を記載しております。区域は陸別町全域、業種は過疎法でも定められている製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業を振興すべき業種として定めております。

22ページの4、地域における情報化は、前の計画の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の項目から独立したもので、(1)状況と問題点では、高速通信網(光ケーブル)の整備により高度情報化に対応した基盤整備を進めており、今後は新しい通信技術等の進歩を踏まえた対応を行って行くことが求められていると記載しております。(2)その対策として、高速通信網の積極的な利活用などによって地域情報化を促進するとともに、情報通信基盤の充実、インターネットの安全な利用に対する教育の充実、情報セキュリティー対策の強化などを記載しています。

23ページの(3)計画では、防災行政無線整備事業として愛の鐘の整備が終わったことから、今後は移動系のデジタル無線の整備を計画しております。

24ページの5、交通施設の整備、交通手段の確保は、前の計画の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の項目から分かれたものであります。

(1)現況と問題点の①道路・橋りょうでは、町内の道路網や十勝オホーツク自動車道の整備について記載しています。②交通機関では、現在の公共交通機関についてと、地域公共交通の在り方について検討を進めていくと記載しています。

(2)その対策として、①道路・橋りょうでは、高規格道路や国道、道道の整備に関する要望やこれらの道路に接続する町道の整備について、IからⅥまで記載しております。

25ページの②公共交通機関では、バス路線の確保、より良い地域公共交通の在り方の検討などIからⅢまで記載しております。

(3)計画では、道路、橋りょう、農道、林道等の整備について、令和3年度から令

和7年度の間に予定している事業を記載しております。

26ページ下から2行目の地域内交通対策事業は、本年7月から実証実験がスタートしたデマンド型乗り合いタクシー事業であります。これまでのコミュニティーバスや高齢者等の交通費助成に代わる町内の移動手段を確保する事業でございます。

27ページの6、生活環境の整備は、基本的に前の計画を踏襲するもので、(1)現況と問題点では①水道、②消防、③防災、④交通安全、⑤下水道、⑥ごみ処理、⑦し尿処理、⑧生活環境、⑨住宅・住環境について、それぞれ記載をしております。

29ページ、(2)その対策では、①水道では、安全で安定した水を供給できる水道施設の整備更新を計画的に進めるとし、IからIVまで具体策を記載しております。

30ページ、②消防では、消防体制の整備、救急体制づくりのため、IからVIIIまで具体的策を記載しております。③防災では、災害が発生しにくい環境づくりや災害対応の強化のため、IからXまで具体的策を記載しております。

31ページ、④交通安全では、安全で円滑な交通環境の確保を目指し、IからVまで具体策を記載しています。⑤下水道では、公共下水道施設の整備更新を計画的に進めることとし、I、IIで具体策を記載しております。

32ページ、⑥ごみ処理については、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、IからIIIまで具体策を記載しています。⑦し尿処理では、現在の処理を引き続き実施していくことと、合併浄化槽の普及促進について記載しています。⑧生活環境では、環境の保持について、IからVIまで具体策を記載しております。⑨住宅・住環境では、便利で快適な住環境の確保に努めることとして、IからIIIまで具体策を記載しております。

33ページの(3)計画では、令和3年度から令和7年度に予定している事業を記載しております。

34ページの7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進は、前の計画から子育て環境の確保が追加された項目であります。

(1)現況と問題点について、①子育て支援と母子保健の充実、②高齢者支援の充実。

35ページ、③障がい者支援の充実、④地域福祉の充実、⑤健康づくりの充実について、それぞれ記載をしております。

36ページの(2)その対策として、①子育て支援と母子保健の充実については、安心して子供を産み育てられる環境づくりの推進、保育環境や保育サービスの充実を図るため、IからXIIIまで具体策について記載しています。

37ページの②高齢者支援の充実については、高齢者を地域全体でサポートする仕組みづくりの推進、福祉サービスの充実を図るため、IからXIまで具体策を記載しています。

38ページ、③障がい者支援の充実については、全ての人が地域で自立し、安心して

暮らすことができる環境整備を推進するため、ⅠからⅩⅠまで具体策を記載しています。④地域福祉の充実では、年齢や障害の有無、性別等の違いに関係なく、住み慣れた地域で共に支え合い、助け合いながらその人らしく暮らし続けられることができるまちづくりを目指し、ⅠからⅥまで具体策を記載しております。

39ページ⑤健康づくりの充実では、保健センターを拠点に、町民自身による健康づくりを推進するため、ⅠからⅩまで具体策を記載しています。

40ページ(3)計画では、令和3年度から令和7年度に予定をしている事業を記載しております。上段の陸別保育所改修事業、特別養護老人ホーム建て替え事業を新たに追加したほか、下段にあります介護予防・日常生活支援総合事業運営費補助事業などを新たに計画しております。

41ページ、8、医療の確保につきましては、前の計画を踏襲するもので、(1)現況と問題点では、保健や広域の医療機関との連携を強化し、健康で安心して暮らせる環境を築く必要があるとし、(2)その対策では、町内医療体制の充実、関係機関との連携強化を図るため、ⅠからⅨまで具体的策を記載しております。

42ページ、(3)計画では、令和3年度から令和7年度に予定している事業を記載しております。

43ページ、9、教育の振興につきましては、(1)現況と問題点について、①学校教育、②生涯学習、③生涯スポーツについて、それぞれ記載をしております。

44ページ、(2)その対策については、①学校教育では、教育環境の充実や個性や能力に応じた教育を進めるため、ⅠからⅩⅥまで具体策を記載しております。

45ページ、②生涯学習では、生涯学習を通じて町民の心豊かな生活の実現を図るため、ⅠからⅨまで具体策を記載しております。③生涯スポーツでは、スポーツ施設の計画的な維持管理を推進し、また、各種スポーツの普及推進のため、指導者、団体の育成に努めることとし、ⅠからⅥまで具体策を記載しております。

46ページの(3)計画では、令和3年度から令和7年度に予定している事業を記載しており、給食センター施設・設備等整備事業、町民水泳プール建設事業、小中一貫教育推進委員会事業などを新たに計画しております。

48ページ、10、集落の整備につきましては、基本的には前の計画を踏襲するもので、町民のコミュニティ意識の高揚に努めることと、自治会活動に対する支援について記載をしております。

49ページ、11、地域文化の振興等につきましては、(1)現況と問題点については、①芸術文化活動、②文化財保護について、それぞれ記載をしております。

(2)その対策については、①芸術文化活動について、ⅠからⅢまで具体策を記載しております。

50ページの②文化財保護についても、ⅠからⅦで具体策を記載しております。

(3)計画では、令和3年度から令和7年度に予定している事業を記載しておりま

す。

51 ページ、12、再生可能エネルギーの利用の推進につきましては、新たな項目となります。前の計画では、産業の振興や生活環境の整備の中で掲げていた、家畜ふん尿の適正な処理と、消化液などの有効活用や太陽光発電システムの設置補助などについて記載しています。現況と問題点、その対策、計画について記載し、計画ではバイオガスプラント建設事業と太陽光発電設置事業について記載しております。

52 ページ、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項につきましては、基本的には前の計画を踏襲するものです。

(1) 現況と問題点について、①国際交流、②地域イメージの形成、③行政経営の推進についてそれぞれ記載をしております。

53 ページ、(2) その対策については、①国際交流では、国際的な交流の機会を拡大することとして、ⅠからⅢまで具体策を記載しております。②地域イメージの形成では、寒さを生かしたまちづくりなどⅠ、Ⅱで具体策を記載しております。③行政経営の推進では、事務事業の改善や質の高い行政サービスの提供など、ⅠからⅧまで具体策について記載をしております。

54 ページ、(3) 計画では、魅力・体感 i n ふるさと開催事業（仮称）を新たに記載しております。

55 ページからは、過疎地域持続的発展特別事業分として、持続的発展施策区分の1、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、最後57ページの10、地域文化の振興等まで事業計画を記載しております。過疎ソフト事業で、前の計画では過疎地域自立促進特別事業分として記載していたもので、先ほど項目別に説明しました移住交流対策事業や小規模事業等振興事業、地域内交通対策事業などを新たに記載しております。

なお、この計画の内容につきまして、今後、地域の変化、社会の変化などに伴いまして、この計画に記載されていない緊急を要する事業などが出てきた場合には、北海道知事との協議も必要になってまいります。議会の議決をいただきながら計画を変更して事業を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

それと、一番最初に私、資料1の3の説明をしっかりとおりませんでした。資料1の3につきましては、国から示された概要を載せてございます。その際に、先ほど説明しましたが、見直されたポイントなどについて記載がされております。御参照いただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明であります。令和3年度から令和7年度を期間とする陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の説明とさせていただきます。以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（本田 学君） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前 11 時 14 分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第 48 号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての質疑を行います。

初めに、それぞれページごとに区切って質疑を行います。

1、基本的な事項、1 ページから 12 ページまで。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） それでは、ページ数を言いながら質問したいと思いますので、お答えのほどお願いいたします。

まず、2 ページの農家戸数の関係なのですが、2015 年で 93 戸と書かれているのですが、これは間違いだと思うのです。というのは、総合計画の中でも 2015 年には 85 戸と書かれております。この後の過疎の計画のどこかの中にも 85 戸とあるので、93 戸というのは間違いであれば何がこの数字なのか。

そして、後からも質問になるのかなと思うのですが、12 ページまでですね。外国人の実習生の関係で、この基本計画にも過疎計画にも書かれているのですが、実際の人口の中に外国人の実習生の、これは農業関係だけではなくて、後でも出てきますけれども福祉の関係にも来られているのです。それがどういうふうに分別されるのか、この人口の中で令和 3 年 3 月 31 日現在で 2,291 とありますけれども、その中で外国人の実習生がどれくらい入っているのかを僕は知りたいと思いますので、お答え願います。

それから、4 ページに行くのですが、この計画そのものは令和 3 年から令和 7 年度までというふうになりますので、令和 3 年の現況まではつかめなくても、令和 2 年までの数字が正確にされるのが本当だと思うのですが、この中では平成 27 年、簡単にいえば 6 年前の数字が記載されていると、例えば 4 ページに関しても、人口の推移、これも平成 27 年で終わって、総数的にどうのこうのから高齢者比率も書かれているのですが、実態的に令和 3 年とは言いませんけれども、令和 2 年の形ぐらいは、やっぱり近々の数字を入れたほうがいいのではないかと思うのですが、その辺について多分分かると思うのですが、その辺が足りないような気がするので、分かればお願いします。

それから、12 ページまでですから、8 ページの下水道と水道普及、8 ページの中に水道普及率は後からも下水道の中で出てくると思うのですが、90%の普及というのは、全町民の戸数、その中で 90 なのかと思う面と、それから水洗化率というのがあるのですが、普通的に言えば水道普及が 90 で水洗化率が 91 というのは、この 90 よりも少ないような感じがするのですが、それがあえて 91%というのはどういう数字から算定されたのか、その辺の数字がちょっと見えませんでしたので、説明をよろしくお願いします。

それから、9ページの総合計画の昨年3月にできているのですけれども、その中における商業関係で新しくぷらっとか、そういうない業種が織り込まれているわけなのですけれども、その辺についてはやっぱりきちっとこれに入れるべきではないかなと私は思っています、9ページの中に。

それから、12ページ、③の公共施設のマネジメント、この中で未利用地財産について売却、貸付けなどを推進するとこの計画ではなっているわけなのですけれども、町としていま現在こういう未利用地の資産について、売却や貸付けなど何か考えていることがあれば、例として説明願いたいと思っています。

以上、12ページまでお願いします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） ただいまの谷議員の御質問であります、まず最初の農家戸数の93戸の関係と、外国人の人数が入っているかどうかについては、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それと4ページの人口の推移であります、実際、令和2年度に国勢調査が行われておりますけれども、その数字がこの計画作成時点でまだ確定報告されておりましたので、平成27年度の数値を使用しております。この年度を利用するに当たっては、国のひな形に沿った内容というふうになってございます。

8ページの水道の普及率と水洗化率であります、水道の普及率については、人口当たりというふうになってくるかと思うのですけれども、水洗化率ほうにつきましては、人口といいますよりは、水洗化の区域内での水洗化率というふうな数字になってくるので、考え方は同じではないというふうになってきます。

9ページ、商工業の関係であります、基本方針としてこのような書き方をさせていただいておりますので、今後いろいろな変化が生じてきた場合などにおいて計画を変更する際に、新たな施設等について入れるか入れないかを含めて検討していきたいというふうに思います。

10ページの関係で、未利用地の売却と貸付け等の具体例というふうになっておりますけれども、具体例というのは特にありませんけれども、昨年度も含めて未利用地について近隣の所有者に売却をする場合もございまして、一定程度の面積があれば貸付け等も考えられると思いますが、具体例というのは現在お示しできるものは特にございません。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 苦言を申し上げますと、やっぱり計画は近い数字を出されるのが正確な計画で、そこからスタートしないと今言ったように、6年前の数字を使って今後計画をどうするというのは、我々としてもまた町民にも示しがつかないような気がしますので、その辺について正確な数字を入れて、そこから始まる計画でない駄目なよ

うな気がします。確定ではないというような言い方しましたがけれども、実際、去年国勢
していて、その数字はもうつかめていると思うのです。だから、それをやっぱりきちっ
とこういう計画に織り込んでいかないと、どこから今後スタートしていいのか分からな
いということで、そういうことをきちっと明文化していったほうがいいと思うのです。

それから、先ほどちょっと分からない農家の戸数の問題、それはやっぱり後からき
ちっと、僕は総合計画も見たら、それもこの数字なのかなと思ったのですが、それ
ではなく85ということで、後からこの計画の中にも85と出てきますので、私は訂
正してそこからスタートしていかないと、間違いが直されないままに行くのではないか
と。

それから、先ほども言いましたように、外国人労働者がこの戸数ではないと思う
のです、あと人口の問題に関する事で、やっぱり今後計画の中に、後でも質問しま
すけれども、外国人労働者もきちっといわゆる住民基本台帳に載っていく数字なので、
やっぱりその辺について、決して外国人だからって分ける必要はないかもしれませ
んけれども、そういう数字も我々として今後の発展をしていく上で、この計画を進
める上で必要だという数字だと思うのですが、先ほど言い方はあれかもしれないけ
れども、道のほうとすり合わせをしたとは言うけれども、そういうものはこれは全
道的に今、外国人労働者、実習生の者はカウントされているので、その辺がどう
いうふうに一応道のほうの指導で受けたのか、その辺についてもちょっとお願
いします。

未利用地財産の件に関して、これもこういう今後の計画では必要だと思います
けれども、ある程度今のうちから白紙ではなくて、それなりに内部で協議した上
での計画だと思いますので、きちっと具体的な例はまだ先の話としても、そうい
うようなものを一応ピックアップしておく必要があるのではないかなと思うので
すが、以上の点について再度質問いたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 人口の関係につきましては、外国人も含めた数字とい
うことで御理解をいただきたいというふうに思います。

農家戸数につきましては、正確な数字を押さえ次第訂正したいというふうに考
えま
す。

あと未利用地の関係につきましては、今後のことになってまいりますけれども、機
会を見て内部で検討を進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） いろいろ御指摘をいただきました。

まず外国人の実習生の関係ですが、この中に数字は入っているのですが、今の
全国的な捉え方としては外国人は分けて数を入れていませんので、外国人の数は分
かり
ますので、区分けして分かるようにはできるようにしたいと思います。

それから、農業者数、大変申し訳ありません。二つの数字があるということで、これについては今、課長申しましたように、確認次第ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

それから、9ページのぷらっとの関係でお話があったのですが、ぷらっとの関係につきましては、文章の中で商業活性化施設の整備ということで、これがぷらっとのことでありまして、これについては触れているということで御理解いただきたいと思います。

それから、道の指導の関係についてであります。これについて計画をあらかじめ策定して道のほうに出しまして、内容について漏れがないか過疎事業の対象になるかならないかという内容の確認をしていただいて、戻していただいています。だから、道としての指導については全道的なものの捉え方で整理をしていただいて、いろいろなところで整理をしながら今回の計画の中身となっております。

それから12ページの財産の関係であります。令和2年度におきまして、いろいろこれまで町民の方からご要望のあった隣接地等の土地の売買をしております。今回5件あったと思うのですが、令和2年度の決算で出てまいりますけれども、一定程度要望のあったものについては整理をしてきたつもりであります。なお、これからも、例えば農地のそばに町のちょっとした土地でそれを一緒に整理したいというような御要望があれば、それは随時整理をして町のほうで、これは絶対売らない、ではなくて、お貸しするか、もしくはちょっとした売買をして整理をして町民の方に御利用していただきたいというふうな考えで、12ページは整理をさせていただいております。

あと数字の関係、国勢調査の関係で27年度までしか入れておりません。これについては、全道的に27年度までで入れているのですが、今後変更等の生じるときに数字がそこに表が加わることも考えられると思いますので、これから過疎計画は過疎債を借りる上で非常に重要な計画でありまして、過疎債を借りるときにここに載っていない重要事項ですとか、個別事項が載っていない場合には、随時また道と協議した上で、議会に提案をさせていただいて、議決をいただいた上で事業を執行するというような形になりますので、その際に必要なものについて随時更新させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時35分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 最後の12ページの関係で、今、副町長から説明があったのですが、いわゆる民地に近い公有地、そういうものはやっぱり利用料をもらうというよりも、きちっとあくまでも相対ですけれども、話ができれば売却していけば結局その

人のそれなりの資産になりますので、いろいろな値段の関係もあるかもしれませんがけれども、そういうようなことをきちっとして、簡単にいえば、町自身が眠り資産にならないように、きちっとしてお金に換えられるものならお金に換えると、利用料も含めて、そういう形をとることが僕は必要ではないかなと思って、計画の中でこうって書かれたことは非常に良いことだなと思っていましたので、その辺具体的に今後担当職員が、宅地にしても農地にしてもいろいろな形あると思うのです。物件もあるだろうけれども、土地だけではなくて、そういうものをきちっと精査しながら売るものは売るという形にしていったほうが、町の財政もそれなりに潤うと思いますので、その辺について鋭意努力して行ってほしいと思います。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 財産の関係、今お話いただいたとおりであると思っています。こちらが使用してなくて、売れるものについては売却していてもいいというふうに思っていますし、ただ隣接地でどうしてもここを借りたいというものがあれば、お貸しするという意味でいたつもりです。あと、このほかにも農地もありますし林地もありますし、特に林地あたりは今も町は拡大で買っていますけれども、買うものもあれば当然売ってほしい場所もあるということもありますので、その辺については随時協議の上、整理をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに1ページから12ページまでありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、13ページから3、産業の振興、21ページまでです。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 15ページの具体的に②の林業関係なのですけれども、この現況の見出しであれば、僕の記憶では令和元年、国の補助事業も得てチップ工場、それらはやっぱり大々的な陸別の産業の中でこういうものがあるということは、きちっと明記すべきではないかなと思うのです。というのは、やはり今後、聞いたところによると、全道の中でも指折りの施設整備です、S工場については。そういうことをやっぱりここに書かれていかないと、現況というのは把握がいきないのではないかなと思うのです。そういった点で、もし入れられるのであればそういうチップ工場のことについても将来的にこれはチップバイオ、そういうことにも可能性ありますので、林業の振興のための現況をきちっと把握する上で必要だと思っていますので、その辺、とにかく入れるかどうかはそちらの考えだと思うのですけれども、私としてはきちっとしたほうがいいのではないかと思います。

それから、16ページのコミュニティふらっとの関係がここに書いてあるのですけれども、これはオープンしてから6年たった中で、いま現在整体師、下のところにあるそ

れが撤退しているのですけれども、今後についてやっぱりきちっと見直しをされるのか、今後このことについての対応ができていのかどうかについてちょっと説明願います。

それから、16ページであえてなのですけれども、このようなことがあるのだなということについて私感心したのですけれども、イベントを中心に年間17万人を超える観光客を集めているというのは、17万人なのかなと思うのです。数字にこだわるわけではないですけれども、これだけ陸別町に観光客が来ているのであれば、それはそれなりにいいのですけれども、間違いではないと思いますけれども、その辺についてもう一度確認したいと思います。

それから、17ページで畜産加工研修センターにおいて、ジビエ、これは13にありますエゾシカなどのこういう被害を食い止めるためにそういうものが云々と書いてありますので、この辺についてのジビエの加工に取り組むというような項目も僕は必要ではないかなと、そういった意味でこの計画の中の40ページ、いわゆるブランド化をつくるという面についてもやっぱりそういうものを入れることが必要ではないかと。

それから、エゾシカのその後が空白になっているのですけれども、当町においてはこの産業に取り組む上での薬用植物、これ総合計画にも入っております。薬用植物の研究あるいは導入ということも書かれておりますので、これもこの計画に入れたらいいのではないかと私は思いますので、その辺についてのお答えを願いたいと思います。

以上です、よろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） まず、林業のほうですが、チップ工場の関係でありますけれども、この現況と問題点のところの記載では林産業は特に記載をしておりませんが、今後、林産業等でこの過疎事業が必要になってくる事態が生じたりした場合、変更が必要になった場合に、記載するかどうかも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

それとぷらっとの関係です。整骨院が撤退した後についてということでもありますけれども、ここには特に記載はしておりませんが、商工会を中心に、あとの施設の利用については検討されているということで、同じような整体事業者が中に入るというふうに聞いております。

それと、観光客の入り込み数につきましては、毎年町のほうで入り込み数調査を行っておりますので、町内のいろいろな施設の入り込みを積み上げていって、イベントと施設両方含めて積み上げていって、この人数というふうになっております。

それと、加工センターのジビエ加工の記載でありますけれども、加工センターについてはIXで記載をしておりますが、薬用植物も含めて、今後、変更の際に入れる必要があるかどうかも含めて、検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 林業関係においてはそういうことは必要ではないかというのは、今後まだ83%もある総面積の利用、これは林業の山の資産をうまく運用していく上では、今言ったようなことをきちっと記載することによって、それから切ったら植える、育てる、やっぱりそういう姿勢にまでつながると思いますので、これはきちっと入れて、先ほども言ったように、全道でも今回陸別に置かれた工場は片手以上に入るのはないかなと思うのです。トップクラスだと思うのですけれども、そういうことを基本にした陸別の林業の振興を進める上で重要な意味なので、こういうものを入れていくことによって今後、いわゆる林業機械、今の世界的に見ますと相当な機械がいっぱいあります。そういったものも入れていく上では、そういうことを含めたことをすることによって、それがスターターになってやれると、簡単に言えば僕もY o u T u b eを見ただけですけれども、本当に目を見張る、金さえ出せばどんな機械でもあるような気がしますので、林業関係、傾斜地は別としても、切り株を粉碎できるそういう機械もあります。そういったものも利用するという現況をきちっと考えたときには、こういうことから始まるものを記載していくことが、今後、過疎債で林業事業者が導入できるということも含めることができるのではないかと思いますので、その辺を見据えた形できちっと入れていってほしいと思います。

これは今言った点については、18ページに森林資源を活用云々であって、いろいろ木材加工などの支援を行いますということが書かれておりますので、そういうことにつながる形をとってほしいと思います。そういうことでお願いします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） ただいまの議員の御意見でありますけれども、今後、必要に応じて、必要なものは随時取り入れていくというふうにしていきたいというふうと考えております。

○議長（本田 学君） ほかに、13ページから21ページまでありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、4、地域における情報化、22ページから6、生活環境の整備33ページまで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、33ページの表、施設区分の5、生活環境の整備の（7）過疎地域持続的発展特別事業の事業内容についてお伺いいたします。

ここに民間活用住宅建設事業が計画されていないわけでありまして、旧過疎地域自立促進市町村計画では入っていたわけでありまして、この事業は、今年度も当初予算で計上されているわけでありまして、これを計画しないのには特段の理由があるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 民間活用住宅につきましては、過疎債の事業に該当しないということで、今回計画から除いております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 過疎事業に該当しないということであれば、この（7）には入らないのですが、その前のほうには入らないのですか。一般的な過疎対策債の対象にしないものであっても、事業をやるものではこの前の段階では入れているのだろうと思っていたのですが、それも入れないのですか。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 個別の事業名は別にしまして、⑨の住宅・住環境の整備ということで、2番で全体に住宅環境の整備に努めるということで記載しておりますので、そういったことでございます。

○議長（本田 学君） ほかに、22ページから33ページまで。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） し尿処理の関係で、ページは28ページから32ページまであるわけなのですがけれども、各科目で、この中で私が思う32ページの⑦し尿処理について、合併槽の関係で書かれているのですけれども、いわゆる利別川の上流地としての人口の住宅、そういった意味では合併槽というのは非常に大事な槽、簡単に言えば水道が設備されている、下水道が整備されている市街地はもとより、市街地以外の形で⑦では書かれているわけなのですが、やはり合併槽ということを経済的な環境整備、いわゆる上流地における責務として、これの普及を促進するという点について、当町においては補助事業としても取り上げられておりますけれども、現在の、この補助事業は新築でないとできないという、やっぱりそういう意味合いと、くくりがもう一つ、地元の業者がその住宅を手がけていないとできないというように、条例を見た限りちょっと分からなかったのですが、要綱で決められているといった意味でいくと、浄化槽を普及するにはもちろん地元の事業者にも潤いがあるようにだけれども、やはり環境整備ということになれば、下水道が整備されていない市街地においても、希望する人には積極的にこの浄化槽を設置する補助を出すことが僕は必要でないかと思うのですが、その辺についての普及は進めますというのは、どこまでどういう考えでいるのか、その辺について伺いたいと思います。

それから、32ページの③、そこで焼却施設やリサイクル、この焼却は広域連携の下で今、中島につくられようとしているわけなのですが、そういう中でリサイクル施設というのは、今までごみ分別はほとんど廃棄するものを分別して再利用する形なのですが、リサイクル施設が僕は足寄にある銀河、それがそうなのかなと思うのですが、そういった意味での形でやっぱりこのリサイクル、今後は投げるだけではなくて利用できるものにするという、そういう姿勢からどこにそういうものを今後造っていくのかと。造るといえるのか拡大するののかも含めた考えをちょっと伺いたいと思いま

す。

以上です、よろしく申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） し尿処理の合併浄化槽の関係につきましては、今の段階では町の政策的な事業としまして、移住定住促進住宅建設等補助金で、新築の中にはそれも入れてやった場合には補助が出ますよと、それから改築の場合も当然出ます。ただし、それは町民全体的なその要綱の中でうたっていることですが、地元の事業者を使ってくださいということで、やっております。ここで言っているのは、そういったものを利用してながら合併槽についても促進してもらいたいということでやっております。

また、今、議員からお話ありましたことについても、上流層のということでもあります。これについてはちょっとさらに検討させていただく事項かなと思っております。

それから、リサイクルの関係につきましては、現在ストックヤードでD型ハウス建てまして、いろいろ区分けをしております。それ以外については、あくまでも足寄にプラについては持っていつていると、それでストックヤードのほうでほかのものについては集めまして、そこでリサイクル処分しているというような形であります。使えるものを町のストックヤードのほうで皆さんにお分けするということは、現在のところはしておりません。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、今と同じく合併浄化槽の普及についてお伺いします。

町では、今、説明にありましたように、移住定住の補助金で新設する場合はお金が出るということでしたけれども、この合併浄化槽を造るに当たって300万円前後のお金が別途普通の家よりかかるということですので、これはまた別の補助金として出すようにすることはできないかと思えます。町でこの普及浄化槽の補助金の制定をすると、国から6割くらいのお金が出る制度もあると聞いていますので、その辺を利用する考えを含めることはできないか、お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 現在ここでお示ししている過疎計画の中では、今、御提案のような件についてはこちら検討した内容で記載をしておりますので、その辺については御理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上

及び増進、34ページから、8、医療の確保、42ページまで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは40ページの表ではありますが、ここの施策区分6、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進と、このくくりの中で（8）過疎地域持続的発展特別事業の中の、高齢者・障害者福祉の交通費助成事業、先ほど総務課長の説明でもありましたように、現在はデマンド型乗合タクシー事業の運行と引き替えに一応終了になっていると思います。そういうことで、ここに掲載されるということは、3か月間今年度やったということで計画に入れたと、そのような理解でよろしいかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） ただいまの議員のお見込みのとおりでございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） たまたま、ただいま質問させていただきましたのは、3月定例会の説明資料でこのデマンド型乗合タクシーの運行事業に関する説明で、高齢者等交通費助成事業は終了すると明確に書いてあったものですから、確認のために質問させていただきました。

以上です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） この事業につきましては、議員がお見込みのとおりでございます。6月いっぱいまでに利用しているということでありまして、事業を掲載したということでもあります。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。34ページから42ページまでありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの谷議員の質疑の答弁保留がありますので、そこから始めたいと思います。

副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 大変申し訳ございませんでした。

先ほどの谷議員の御質問の農家戸数の関係と、国勢調査による人口のうちの外国人の関係について御説明させていただきます。

まず、2ページにあります農家戸数93戸と記載しておりますが、この数字につきましては、交付税算定用の数値として示されている2015年の農林業センサスから記載している数字でありまして、15ページの上から5行目、2015年の本町の総農家数

は85戸とありまして、これにつきましても2015年の農林業センサスの総農家数ということでありまして、両方とも出所はそういったことでありまして、今後統一した数字を使用するというふうになれば、変更の際に2ページの数字を改めていくというような形として、2ページの93戸につきましては、85戸に修正するような形でさせていただきます。

それと、4ページの人口の推移も平成27年の国勢調査の数値を使用しておりますが、令和2年の国勢調査の数値につきましては、まだ確定数値が出ておりませんのでこの数字を使用しております。参考までに令和2年度人口の速報値は出ておりまして、これについては2,265人ですが、あくまでも速報値ということで、今後確定される場合に変更になる可能性もあります。また、内訳につきましてはまだ発表されておられませんので、今回の計画には使用できておりません。

そして外国人の関係ですが、国勢調査の中には外国人は含まれるのですが、その中で外国人だけを抜き出すということはやっとできませんので、参考までに今年3月末の陸別町の外国人の人数だけ述べさせていただきます。3月末の陸別町の外国人は全部で52人でございます。

そういったことで最新の数値はこの計画には使えておりませんが、その辺申し訳ございませんが御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 今、総務課長が申したとおりの数字であります。

外国人の関係につきましては、議員が先ほど申しましたように、今後外国人が町内に占めてくる割合も一定程度増えてくるだろうと、あと町民の数の確保のためには外国人もというような御意見もありましたので、これからの計画物等について外国人の数も一定程度、この計画とは申しませんが、組み込めるような形に配慮していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） それでは、質疑を続けたいと思います。

42ページまで終わりましたので、次に9、教育の振興、43ページから47ページまでありませんか。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 教育関係で本議会が9月定例会始まる前に、教育長のほうから教育行政報告の中で言われていたのですけれども、ページ数で44ページの英語指導助手の関係のことで書かれているのですけれども、いわゆる箇条するというか付け加えることはないのですけれども、実態的に10月でないと来ないという教育長の話だったので、8月に辞めて9月が空白に置かれると、前にも英語指導助手を採用したときに何年か空白置いたと、やっぱりこういう指導は切れ目なくしなければならぬと思うのですけれども、10月という先ほどの報告があったのですけれども、明細にその

辺ちょっとお願いしたいなと思っているのです。分かれば細かく。コロナの時期ですので事情も分からないわけではないのですけれども、その辺について説明願います。

以上です、よろしく申し上げます。

○議長（本田 学君） 空井教育委員会次長。

○教育委員会次長（空井猛壽君） それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

英語指導助手につきましては、行政報告の中でも教育長から申しあげましたけれども、現状でいきますと10月下旬に陸別町に着任をされるというスケジュールになっています。もうちょっと細かく申し上げますと、実際には10月上旬に来日されます。感染症の状況もありますので、オリエンテーションを兼ねつつ健康の観察期間ということで、2週間程度入国してから観察がされます。その後、コロナの陰性が確認できれば、その足で陸別町へ入国をするというような流れに現在のところなっています。前任のリー氏から今回の後任の方へのつなぎの部分なのですが、当町といたしましては、引き続き切れ目なく派遣をお願いしたいところでありましたけれども、このコロナ禍にあってなかなかその辺がかなわなかったということも御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、10、集落の整備、48ページから11、地域文化の振興等50ページまで。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 集落の整備の関係で、ここに書かれている現況と問題点なのですが、実際地域活動する自治会というのがあるので、ここで自治会の再編が徐々に進んできていますということなのですが、実態的に市街地を除く関係の自治会、いわゆる山という言い方は失礼なのですが、そういった感じで一体どのくらいの自治会、数字があるのか。そして各自治会の会員数、低いところは何名か、あるいは多いところは何名か、その辺の実態についてちょっと答弁願いたいと思うのですけれども。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 申し訳ございません。

自治会の数と人数、ちょっと手元に資料がございませんので、今、お調べさせていただきます。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時14分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 自治会の総数は6月現在の自治会連合会の総会時点のものになりますが、全部で31自治会になります。そのうち市街地以外は19であります。市街地が12でございます。会員数の少ないところにつきましては、5戸という自治会が3か所ございます。合併案といいますのは、特にいま現在具体的に進めているわけではございませんか、自治会連合会の総会の際に自治会の再編資料ということで案を記載した表をそれぞれ議案に添付しているところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかにありませんか。50ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、12、再生可能エネルギーの利用の推進、51ページから13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項、54ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、計画令和3年度から令和7年度過疎地域持続的発展特別事業分55ページから最終57ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、ページを区切っての質疑は終わりましたので、次に過疎地域持続的発展市町村計画全般についての質疑を行います。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは、全体でお尋ねをいたします。

外国人のことで同僚議員からのがあったのですがけれども、先ほど総務課長のほうから令和2年度の速報値では2,265人と、それで外国人が3月現在で52人と、単純にこれを引いてみても外国人の占める割合が多いです。この52人がなかったらもう2,200人をすぐ切るような形なのですがけれども、そこで全体の計画を見ると、その他の対策というところでいろいろな形で外国人のことはうたっているのですがけれども、やはり過疎計画でこういう形で人口減少だとかいろいろある中で、やはり私は外国人の占める割合が多と思うのです。単純にこの陸部地町に働きに来ていただいているということではなくて、やはり陸別町民としてしっかりと認知をして認めて、商店街にしても52の方が消費購買能力があると思うのです、いろいろな形で。だからいろいろな項目に、外国人というこの人たちをきちっと載せた方で、陸別町内でこの人たちをみんなで見守っていく、優しく接していく、同じ付き合いをすとか、そういう形でいろいろな項目に載せて、もう少ししっかりとした形で支えていって、この人たちがいなかったら陸別町の農業、または福祉関係が成り立たないわけですから、それに今後、大型法人2戸来年完成しますけれども、そうするとまた外国人実習生、このコロナで今止まっていますけれども、このコロナでさらに外国人受入れいいですよとなれば、またこの数、5

2人が60人、65人と増えていくと思うのです。欲しいところたくさんありますから、それに今コロナ関係で来られないという状況にあります。それでいま現在では、国内にいる外国人が3年で帰省するやつをその人たちが帰れないことで国内で回していて、4月現在で陸別町も相当な数が何人か来ております。そういった中で、やはり外国人の認知度というのをもう少しちっとした形でこの中に収めて、1年1年ですから、今回載らなくても来年だとかいろいろな形で載せていく、また、人口の見通し、陸別町人口ビジョンの中にきちっと僕は明記してもいいと思うのです。町民の皆さんに分かってもらうためにも。新町にも外国人向けのマンションができて、その外国人の方々がいろいろ通勤であったり町民の方と接している場面もあると思うのです。そういった中で、やはりきちっとした形で陸別町は外国人を受け入れる体制のまちづくりだなということも、僕はしっかり明確に明記をしていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 外国人の方々、それぞれの産業を支えてくれているというのは間違いないことですし、町民の皆様方もそこら辺はきちっと御理解していただいと私もそのように思っています。ただいまの御意見を十分参考にして、これから先取り入れるところは取り入れていきたいとそのように思っております。

○議長（本田 学君） ほかに。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 全体を通してということでありまして、この計画の施行と過疎対策事業債の起債との関係についてお伺いいたします。

この計画、先ほど来説明ありましたように、特別措置法第8条第1項の規定に基づいて当該市町村議会の議決を経て定められると、そのようなものでありますが、旧過疎地域自立促進市町村計画、これは本年3月31日をもって失効している状況であります。これに対しまして、既に議決されておりますが、今年度の当初予算には過疎対策事業債を含む地方債の起債も提案されておまして、その取扱いの関係を確認しないままに私どもも議決したわけではありますが、それから道の事前協議も6月ということで、当初予算の策定段階では、それから4月1日の施行段階では何もない状態だったのでありますが、このような取扱いが可能な事務連絡というかが国や道からあったのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） ただいまの御質問でありますけれども、昨年、令和2年12月に国から公表された地方債計画に令和3年度の過疎債も盛り込まれておりました。これを前提に予算を組んでいるところでございます。なお、この過疎計画策定を前提に過疎債を現在協議をしているところでございます。今後この計画が議決を受けたなら、今後起債の協議及び承認がされてくるものと考えております。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 若干補足させていただきます。

今、総務課長が申したとおりなのですけれども、先ほど言いました12月のというのは、令和3年度の地方債計画、総務省で出しているものでありまして、その中で過疎対策事業の推進では、現行の過疎法執行後の新たな過疎対策の確立に対応し、過疎地域の持続的発展のための政策を推進するため、過疎対策事業の所要額を措置するというところで、総務省のほうでまだ法はできていないのですが、新年度予算の中で過疎対策の事業費を措置するというふうにしております。特に、国、道から町村に対しての事前に議決を得ておきなさいという通知等はございませんが、これを元に過疎計画とか事業計画、起債を借りるための事業計画につきましては、4月に実は道のほうに計画書を出すことになっておりまして、それには町長の議決が必要でありますので、総務省のこれらの文言を使って、町村として先に過疎対策事業債を借りられる事業について議決をいただいて計画書を出したというところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま答弁いただいた内容は理解できるところであります。

それで、正直言いますと私どももうっかりしていたのですが、当初予算の提案説明の際に、ただいまお話されたようなことも一言あれば、特段疑問も持たずに今日まで至ったとそのように考えております。といいますのは、この過疎地域持続的発展市町村計画、これは令和3年から令和7年までの5年間ではありますが、特別措置法は10か年間ですから、5年後に改めてまた提案があると思います。それはこのような狭間ができないような提案の仕方をする、そのような考えてよろしいでしょうか。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 本計画につきましては、令和7年度までとなっておりますので、令和7年度中にこの計画に続く法律の期間内の計画を改めて提案させていただくことになるかと考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 最後にこれは確認なのですが、この計画の策定の手続といたしまして、特別措置法では当該議会の議決を経てとなっておりますが、特別措置法の規定では、この持続的発展のために実施すべき施策に関する事項については、あらかじめ都道府県と協議をするということになっております。そして、今日もここまで質疑が進められてきたわけではありますが、現段階においてこの実施すべき施策に関する事項については、修正は実質的には難しいと、そのように捉えなければならないのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 個別の計画になっている部分につきましては、全体も含め

てそうなのですが、北海道との協議も終了しておりますので、明らかに間違いだということを除けばこの場でも修正は難しいものと考えております。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第48号陸別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第49号固定資産税の課税免除の特例に関する条例

○議長（本田 学君） 日程第7 議案第49号固定資産税の課税免除の特例に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第49号固定資産税の課税免除の特例に関する条例であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴いまして、所要の制定を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） それでは、議案第49号の説明をいたします。

議案説明書2の1をお開きください。

右側には旧条例が載せてあります。旧過疎法に基づく平成22年制定した過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例です。この条例は3月末で失効しています。左側が今回制定する条例で、固定資産税の課税免除の特例に関する条例としています。

第1条は、趣旨です。

この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内における過疎法第24条に規定する固定資産税について、地方税法第6条第1項の規定に基づき、町税条例の特例を定めるということになっています。

この中の産業振興促進区域内という表現は、先ほど市町村計画の21ページで説明されましたが産業振興促進区域内が記載されています。陸別町全域ということで記載されています。この中で、業種は製造業、情報サービス業等、農林水産物産等販売業、旅館業、この4業種が今回の対象となります。

第2条は、課税免除の対象についての定義です。

旧条例では、固定資産税の取得価格が2,700万円を超えるものでしたが、今回の条例では500万円以上になっています。条件が緩和されています。減免されるのは4業種のように供する家屋、償却資産、家屋の敷地である土地が対象となります。減免の期間は、その設備等の固定資産税が課されることになった年度から3年間となります。

議案説明書2の2になります。

第3条は、課税免除の申請です。

申請期限は、免除を受けようとする年の1月末となります。令和3年中の取得であれば令和4年1月31日が期限となります。この期限中に申請できない場合は、本来3年間の免除期間が1年減って2年間となるということになります。

第4条は、地位の継承です。

第5条は、課税免除の取消の規定であります。

続きまして、説明2の3になります。

第6条は、委任の規定です。

この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める、です。

附則に入ります。

附則1、これは施行期日です。

令和3年4月1日から適用となります。

2番、経過措置です。

令和3年4月1日以降に取得した設備等についてはこの条例の適用となりまして、それ以前、令和3年3月31日以前に取得した設備等については、旧条例の適用となります。旧条例の適用は、実は1件も申請ありませんが、例えば令和元年に取得した設備がもしあった場合、今回、来年1月31日までにもし申請があれば、残りの1年間だけ受けられるという条例の経過規定を設けています。

附則3は、条例の失効です。

この条例は、令和6年3月31日に限り、その効力を失うということであります。

附則4番、これは失効に伴う措置です。

条例執行は6年3月31日ですが、条例失効の前日までに取得した設備については、

同じく最大限3か年の免除を受けることが可能であります。その経過規定です。

以上で説明終わりました、議案書に戻ります。

以上で、議案第49号の説明といたします。

以降、質問によってお答えしてまいりますので、御審議お願いします。

以上です。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第49号固定資産税の課税免除の特例に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第50号陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例

◎日程第 9 議案第51号陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第10 議案第52号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第8 議案第50号陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例から、日程第10 議案第52号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例まで、3件を提案理由が関連あるものとして一括議題とします。

なお、質疑、討論、採決は議案ごとに行うことにしておりますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第50号陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第51号陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。いずれもデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、議案第50号を総務課長に、議案第51号と52号を町民課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） それでは、私のほうから議案第50号について説明をさせていただきます。

今回の条例の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

陸別町個人情報保護条例の第27条の2は、個人情報の提供先等への通知でありまして、第2項は実施期間は訂正の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報紹介者もしくは情報提供者または同条第8号に規定する条例事務関係情報紹介者もしくは条例事務関係情報提供者に対し遅滞なくその旨を通知するものとするという規定でありまして、その中の「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、番号利用法「第19条第7号」を番号利用法「第19条第8号」に、「同上第8号」を「同上第9号」に改めるものでございます。

総務大臣から内閣総理大臣に改める改正は、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）の規定により、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更することに伴うものであります。デジタル庁は内閣に置かれます。

番号利用法とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）で、いわゆるナンバー法でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、マイナンバー法の第19条の第4号から第16号までが1号ずつ繰り下げられたことによる改正であります。第19条は、特定個人情報の提供の制限に関する規定でございます。

それでは、附則を読み上げます。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

以上で、議案第50号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） それでは、議案第51号の説明をいたします。

陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中、「法第19条第10号」を「法第19条第11号」に改める、です。

この条例は、個人番号の利用と情報提供についてを定める条例で、平成27年に設定しています。ここでいう法とは、先ほど説明したとおりナンバー法のことを指しています。条例で引用しています法第19条第10項、ずれまして第11項になりましたが、これは特定個人情報の提供の制限の除外に関する規定で、地方公共団体の機関が条例で定めるところにより当該地方公共団体の他の機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するときとなっています。これが除外規定です。

この条例で定めているのは、町長が教育委員会に対して学校保健保険安全法による医療に要する費用について、その援助に関する事務で、保護者または同一世帯員の個人情報について行政にも提供できるという内容になっています。

附則を読み上げます。

この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から施行する。

以上です。

続きまして、議案第52号の説明に移ります。

陸別町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中（12）の項を削り（13）の項を（12）の項とし、（14）の項から（36）の項までを1号ずつ繰り上げる、です。

今回、手数料徴収条例から削除する12の項は、個人番号カード再交付手数料で1枚につき800円です。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、この業務が市町村業務から外れます。この業務は、地方公共団体情報システム機構が行うこととなりますが、機構と町との間で事務委託契約を結びますので実際の業務は変わらず、手数料は町の歳入歳出外で受けて機構で払うという形になります。

附則を読み上げます。

この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から施行するという事で、以上で説明終わります。

以後、御質問にお答えしてまいりますので、御審議お願いします。

以上です。

○議長（本田 学君） これから、議案第50号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 50号についてということなのですが、個人情報保護条

例で、いわゆるマイナンバー、それがあつたのですけれども、実際マイナンバーの通知と写真付きの個人のマイナンバーのカード、それは実態的に陸別ではどのぐらいの利用がありますか。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） マイナンバーカード、発行枚数は8月15日現在で524件です。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） これの実態的に国のお声がかかりでやつたのですけれども、実際出来上がつてもう4年ぐらいになると思うのです。そういった意味で、524件というのは今後どういふふうになつていくか分かりませんが、陸別の人口が2,500としても5分の1です、2割、こつうの見通しについて今後何か対策なのか、それともこのままの自然増でいく考えなのか、その辺についての取組ちよつと伺いたいと思つます。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 今524件と言つましたが、昨年の同時期は297件でしたので、この1年間で230件くらい増えてあります。こつうのは、国でマイナンバーカードのマイナポイント制度こつう5,000円のポイントがつく制度がありまして、かなり推奨してありますので、それで増えたと思つています。それがもう切れるので、多分増加の動きは鈍くなると思うのですが、国のほうで健康保険証とのタイアップを今してあります、それも徐々に増えてありますので、こつう面では利用価値が増えてきていますのかと思つています。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） こつで質疑終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、こつで終わります。

これから、議案第50号陸別町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

- 議長（本田 学君） これから、議案第51号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第51号陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

- 議長（本田 学君） これから、議案第52号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第52号陸別町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第53号陸別町福祉館等条例の一部を改正する条例

- 議長（本田 学君） 日程第11 議案第53号陸別町福祉館等条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第53号陸別町福祉館等条例の一部を改正する条例であります。新町交流考の改築及び福祉館等の位置の表記等を修正するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） それでは、私から議案第53号について説明をさせていただきます。

今回の条例の改正につきましては、現在進めております新町交流館の改築によるものと、その他の福祉館等の位置の表記等を修正するため、改正を行うものでございます。

まず、議案説明資料ナンバー3の1と3の2によって説明をさせていただきます。

資料3の1の新旧対照表であります。第2条の表の中の位置について修正するものであります。

上斗満交流センター、中斗満交流センターについては、「番」となっているところを「番地」に、苜務交流センターは住所の表記がトマム原野幹線からトマム幹線に変わっておりますので、「原野」を削除します。トラリ交流センターと若葉生きがい交流館も「番」となっているところを「番地」に改めます。新町交流館は改築により住所地番が変更となりますので、314番地「の42」から314番地「96」に改めるものです。

なお、新町交流館の建設工事の工期は11月30日までとなっております。

次に、別俵になりますが、新町交流館の部屋の名称と数が変わりますので、その改正となります。

資料3の2になりますが、現行では大集会室、第1集会室、第2集会室、第3集会室、小会議室、朝礼室の6部屋でありましたが、改築後は集会室、サロン1、サロン2、調理室の4部屋となります。

利用料につきましては、現行の利用料と同じく大きな部屋になる集会室は昼間300円、夜間450円、小さな部屋となるサロン1、サロン2、調理室は昼間200円、夜間300円となります。

それでは、議案集10ページをお開きください。

改正内容につきましてはただいま御説明いたしましたので、11ページになりますが附則を読み上げます。

附則。

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

以上で、議案第53号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今回の改正は、住所の表記と新町交流館の建て替えによるものだと思いますけれども、別表の使用料についてお伺いいたします。

この使用料というのは、どのような方や団体がどんな目的で利用するとき発生するものなのでしょうか。そして、町内会の自治会や子供たちの助成会などでも利用することがあると思うのですけれども、そのようなときも料金がかかってくるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） この場合、例えば町内会活動ですとか子供の活動、そのほかカラオケ等で一部そういった施設を使っているグループもありますけれども、そういった場合、基本的には無料でございます。有料になってくるのは、お葬式で使うだとかそういった公的な利用ではない場合がこの料金がかかってくることになってまいります。

以上です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 内容は分かりました。

ということは、例えば自治会館を持たない町内会が、新しくできた新町交流館を使うなどというときも料金かからないということでしょうか。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） そういった場合も料金はかかりません。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 5 3 号陸別町福祉館等条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第54号令和3年度陸別町一般会計補正予算
(第3号)

◎日程第13 議案第55号令和3年度陸別町国民健康保険事業
勘定特別会計補正予算(第1号)

◎日程第14 議案第56号令和3年度陸別町国民健康保険直営
診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)

◎日程第15 議案第57号令和3年度陸別町介護保険事業勘定
特別会計補正予算(第1号)

○議長(本田 学君) 日程第12 議案第54号令和3年度陸別町一般会計補正予算(第3号)から、日程第15 議案第57号令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)まで、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第54号令和3年度陸別町一般会計補正予算(第3号)であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,642万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,148万円とするものであります。

続きまして、議案第55号令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,733万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第56号令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ872万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,183万円とするものであります。

続きまして、議案第57号令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,170万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,878万4,000円とするものであります。

以上、議案第54号から議案第57号まで、4件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時08分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、議案第54号から第57号まで一括して説明をさせていただきますと思います。

まず、議案第54号から説明をいたしますので、議案書1ページをお開きください。

議案第54号令和3年度陸別町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書の歳出から説明をしたいと思いますので、議案書の9ページをお開きください。

2、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費182万9,000円の補正であります。2節給料は、職員の異動によります8万円の減額。3節職員手当等は住居手当、通勤手当は変更、管理職手当、寒冷地手当は異動によります。合わせて18万1,000円の減額。12節委託料は、公共施設等総合管理計画更新業務で、209万円の計上であります。この計画につきましては、平成28年度に直営で作成をいたしましたが、このたびの過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴いまして、国から令和3年度中の見直しを求められているものでありまして、令和4年度以降はこの計画に基づかない事業の起債の借入れができないこととなります。また、国は令和3年度のみ計画の見直し経費について特別交付税で50%の財源措置を行うとしておりますことから、今年度中に本計画の更新を業務委託により行おうとするものであります。

次に、5目財産管理費1,106万1,000円の補正であります。12節委託料は旧鹿野水産店舗等の解体のための実施設計249万7,000円と、アスベスト含有調査の確定によります37万1,000円の減額、合わせて212万6,000円の計上であります。アスベスト含有調査の結果、建材等にアスベストが含まれていることが判明しまして、解体工事の施工に当たり飛散防止等の措置が必要となるため、実施設計を行おうとするものであります。24節積立金893万5,000円の補正は、各基金への積立金であります。ふるさと整備基金は、指定寄附3件130万円と、ふるさと納税34件63万4,000円の合わせて193万4,000円、いきいき産業支援基金は優良家畜導入貸付金の償還金で繰上償還344万4,000円と約定分105万円の減額、合わせまして239万4,000円と、指定寄附1件10万円、ふるさと納税7件8万1,000

円の合計257万5,000円、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、ふるさと納税2件3万9,000円です。

次のページをお開きください。

町有林整備基金は、上利別公団林の素材販売収益で411万3,000円とふるさと納税4件8万4,000円の合わせて419万7,000円、地域福祉基金は、ふるさと納税10件12万円、給食センター管理運営基金は、ふるさと納税3件3万7,000円、スポーツ振興基金は、ふるさと納税3件3万3,000円の計上であります。

11目交流センター管理費1,931万9,000円、12目銀河の森管理費456万8,000円の補正であります。この二つの科目では、11目交流センター管理費の14節工事請負費を除きまして、観光庁の宿泊事業者感染防止対策等支援事業の4分の3の補助を利用しまして、オーロラハウスとコテージ村の感染防止対策とポストコロナを見据えた取組のうち、ワーケーションとマイクロツーリズムの受入体制整備の中から、補助対象となる経費について計上をしております。

なお、この補助は今年度限りの事業で、12月31日までに支払った経費のみが対象となっております。

議案説明書のナンバー4の1にオーロラハウスに係る事業内訳書をつけておりますので、予算書の説明と併せていきたいと思っております。資料を見比べながら確認をしていただきたいと思っております。

まず、11目交流センター管理費の10節需用費は、感染防止の手指消毒液とワーケーションのプリンタートナーで4万6,000円、12節委託料は、感染防止の客室網戸取付とワーケーションの客室Wi-Fi環境整備で92万1,000円。一つ飛ばしまして17節備品購入費は、感染防止の足踏み式ディスペンサーとワーケーションのレーザープリンターとワークデスクで14万7,000円の計上であります。14節工事請負費は、オーロラハウス内のエアコン20台の設置工事でありまして、1,820万5,000円であります。現在使用しています空調につきましては、平成5年に設置をしまして28年が経過した大型の空調機1台により全館を賄っております。しかし、7月29日に故障の報告がありまして、現在仮復旧はできていますが完全復旧に至っておりませんので、早急に更新しようとするものであります。

議案説明書資料ナンバー4の2に網戸の設置箇所図と冷房エアコン設置箇所図をつけておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

なお、エアコンにつきましては、故障の際に部屋ごとに対応ができますように、室内機は個々に設置をしまして室外機は冬期間の落雪などを考慮しまして、集中型を落雪のない場所に3台設置しようとするものであります。

次に、議案説明資料のナンバー5の1に、コテージ村に係る事業内訳書をつけておりますので予算書の説明と見比べていただきたいと思っております。

12目銀河の森管理費の10節需用費につきましては、感染防止の手指消毒液で6万

6,000円。12節委託料はワーケーションの客室Wi-Fi環境整備とマイクロツーリズムのテント用不陸調整台の製作、屋外洗い場設置で191万4,000円。17節備品購入費は、感染防止の足踏式ディスペンサーと空気清浄機、ワーケーションのWi-Fi環境整備用機器一式、マイクロツーリズムのスノーシュー一式、フィールドスコープ一式で258万8,000円の計上であります。マイクロツーリズムの不陸調整台と屋外洗い場につきましては、コテージ村の管理棟横にキャンプができる場所を用意して対応しようとするものであります。スノーシューとフィールドスコープにつきましては、コテージの利用者に貸出しをして楽しんでいただこうとするものであります。補助金をいただく関係から、いずれも無料とする考えであります。

なお、議案説明資料ナンバー5の2にコテージ村のWi-Fi整備事業による機器の設置箇所図をつけておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費54万8,000円の補正であります。3節職員手当等はいずれの手当も変更によるもので、合わせて5万6,000円の計上。22節償還金利子及び割引料は、令和2年度の障害者医療費の確定による国、道負担金の精算に伴う返還金で5万円の計上。27節繰出金は、介護保険事業勘定特別会計の繰出金44万2,000円の計上であります。

2目老人福祉費は、16万5,000円の補正でありまして、12節委託料は、施設の換気のための福寿荘の非常口2か所への網戸の設置で12万3,000円の計上。22節償還金利子及び割引料は、令和2年度の低所得者保険料軽減負担金の確定による国庫負担金の精算に伴う返還金で4万2,000円の計上であります。

次のページをお開きください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費161万2,000円の補正は、19節扶助費で児童発達支援事業における放課後等デイサービスの利用者が2名増となりましたことによる計上であります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費169万2,000円の補正であります。2節給料は、職員の異動による8万円の増額。3節職員手当等も異動による管理職手当、時間外勤務手当合わせて150万2,000円の計上。18節負担金補助及び交付金は、帯広厚生病院運営事業への補助金で昨年12月分の特別交付税の算定に伴います11万円の増額であります。

3目予防費は15万5,000円の補正で、22節償還金利子及び割引料は、令和2年度、感染症予防事業の風疹抗体検査に係る国庫補助金の精算に伴う返還金であります。

4目環境衛生費は121万円の補正であります。12節委託料、騒音等調査は、交通量の多い町道付近の騒音及び住宅の振動調査であります。何れも苦情が寄せられている箇所がございまして、対応策を含めまして検討・協議中のところでありますが、今後必要に応じ、早急に調査する必要があるが生じた場合に執行したいというふうに考えております。

続きまして、5目診療所費872万8,000円の補正は、27節繰出金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金であります。

5款労働費1項労働諸費3目雇用再生対策費255万円の補正は、18節負担金補助及び交付金の事業者雇用促進支援補助金で、当初予算に反映されなかった継続2名分と新規4名分であります。

続きまして、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費2万2,000円の補正であります。広域財団法人北海道農業公社の農地の売買等に係る業務経費として、10節需用費2万1,000円。11節役務費1,000円の計上で、業務委託金として2万1,000円が支払われますので、この事務経費として計上しております。

3目農業振興費41万3,000円の補正は、11節役務費で農村部の町営の水道等使用していない飲料自家水の水質検査手数料であります。環境問題とも関連いたしますが、清水町でも問題となりました硝酸体窒素及び亜硝酸体窒素を検査項目に含めまして、町内約30件分の計上であります。

次のページをお開きください。

2項林業費2目狩猟費116万1,000円の補正につきましては、7節報償費の捕獲頭数の増加に伴いますエゾシカ駆除の奨励金で、約210頭ほどの増を見込んでおります。

7款1項商工費1目商工総務費7万8,000円の減額の補正は、3節職員手当等の職員の扶養親族の減に伴う計上であります。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費87万3,000円の補正は、12節委託料で教職員住宅の解体のための実施設計122万1,000円と、アスベスト含有調査の確定によります34万8,000円の減額であります。アスベスト含有調査の結果、建材等にアスベストが含まれていることが判明しております。解体工事の施工に当たりまして、飛散防止等の措置などが必要となるために、実施設計を行おうとするものであります。

5項保健体育費2目体育施設費59万3,000円の補正であります。10節需用費の修繕料は、スケートリンクのホーキングマシンのブラシの取替えでありまして、39万6,000円。それから、スケートリンクの管理棟の換気口12個の取替えで19万7,000円の計上であります。管理棟につきましては、ほとんどの換気口が老朽化して壊れておりまして、現在たくさんの鳩が中に住み込んでおりまして、その換気口が出入り口となっておりますので、早急に取替えを行って対応しようとするものであります。

次のページ、16ページから19ページには給与費明細書が添付されておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、歳出を終わりました。次に、歳入の説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

5ページ、1、歳入であります。

10款1項1目地方交付税5,501万4,000円の補正は、普通地方交付税であります。地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税が19億7,403万3,000円、特別地方交付税が1億8,000万円で当初と変わらず、合計21億5,403万3,000円となります。令和3年度の普通地方税の決定額につきましては21億3,895万9,000円となりましたので、補正後の留保額は1億6,492万6,000円であります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金80万6,000円の補正は、2節児童福祉費負担金の放課後等デイサービス分で2分の1の負担であります。

15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金41万9,000円の補正であります。1節社会福祉費負担金は、低所得者保険料軽減負担金の令和2年度分の確定に伴う追加交付1万6,000円、2節児童福祉費負担金は、放課後等デイサービス分で4分の1負担40万3,000円であります。

次のページをお開きください。

2項道補助金1目総務費補助金425万8,000円の補正は、宿泊事業者感染防止対策等支援事業補助金でオーロラハウス分が83万4,000円、コテージ村分が342万4,000円、いずれも4分の3の補助であります。

次に、17款1項寄附金2目指定寄附金242万7,000円の補正であります。1節総務費寄附金205万6,000円は、ふるさと整備資金が指定寄附3件130万円と、ふるさと納税34件63万4,000円、当初で科目存置のために計上しておりました1,000円を調整しまして、合わせて193万3,000円の計上であります。ふるさと銀河線跡地活用等振興資金が、ふるさと納税2件3万9,000円、町有林整備資金が、ふるさと納税4件8万4,000円。2節農林水産業費寄附金は、いきいき産業支援資金で指定寄附1件10万円、ふるさと納税7件8万1,000円の合計18万1,000円。3節教育費寄附金7万円は、給食センター管理運営資金がふるさと納税3件3万7,000円、スポーツ振興基金がふるさと納税3件3万3,000円。4節民生費寄附金は、地域福祉金で指定寄附10件12万円の計上であります。

18款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険事業勘定特別会計繰入金4万2,000円の補正につきましては、低所得者保険料軽減負担金繰入金。2項基金繰入金4目いきいき産業支援基金繰入金150万円の補正は、地元雇用促進事業に充当。

8目公共施設等維持管理基金繰入金1,090万円の補正は、オーロラハウスのエアコン設置工事に910万円、旧鹿野水産店舗等の解体工事の実施設計に180万円を充当するものであります。

次に、20款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入239万4,000円の補正は、優良家畜導入貸付金償還金で繰上償還344万4,000円と約定分105万円の減額による計上であります。

次のページをお開きください。

4項3目雑入682万8,000円の補正は、7節雑入で上利別公団林の流木等売払分収益で411万2,000円、農地保有合理化事業業務委託金2万1,000円、介護給付費等の令和2年分の確定に伴う精算による返還金269万5,000円の計上。

4目過年度収入192万6,000円の補正は、4節障害者福祉費等負担金、令和2年度の障害者自立支援給付費等の精算に伴う国、道負担金の返還金であります。

21款1項町債6目臨時財政対策債3,009万3,000円の減額の補正は、令和3年度普通交付税算定の決定による交付可能額の決定額であります。

以上で、歳入を終わりました、4ページをお開きください。

予算書4ページは、第2表地方債補正の変更であります。

起債の目的は臨時財政対策債であります。限度額が1億1,710万円から3,009万3,000円減の8,700万7,000円に変更となります。利率につきましては記載のとおりに変更はございません。

以上で、議案第54号を終わりました、次に議案第55号に移ります。

議案第55号令和3年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明しますので、5ページを御覧ください。

2、歳出であります。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金は、30万円の補正であります。

22節償還金利子及び割引料は、国保税の還付金で前年度分の還付を含めました実績見込みによりまして不足が見込まれるため、計上するものであります。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の説明をいたします。

4ページになります。

1、歳入。

6款1項1目繰越金は、前年度繰越金30万円の補正であります。

以上で、議案第55号を終わりました、次に、議案第56号に移ります。

議案第56号令和3年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明いたします。

歳出から説明しますので、5ページを御覧ください。

5 ページ、2、歳出であります。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費 8 7 2 万 8, 0 0 0 円の補正であります。1 1 節役務費は、自動車損害保険料 2 万 8, 0 0 0 円の計上で、これは社会福祉協議会で今年度更新しまして不要となった車両を車検が切れるまでの間、訪問看護で使用するために、この車両の保険を加入しようとするものであります。1 2 節委託料 8 7 0 万円につきましては、看護師不足解消のため、派遣会社が雇用する看護師を委託により派遣を依頼しようとするものであります。これまでの応援ナースは町が雇用しまして、報酬、社会保険、赴任旅費等を支給しておりますが、今回は委託ということで全ての経費を会社側が措置するというものであります。

以上で歳出を終わりました、次に歳入の説明をいたします。

4 ページを御覧ください。

1、歳入であります。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 8 7 2 万 8, 0 0 0 円の補正で、全て財政対策分の計上であります。

以上で、議案第 5 6 号を終わりました、次に、議案第 5 7 号に移ります。

議案第 5 7 号令和 3 年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明しますので、5 ページをお開きください。

5 ページ、2、歳出であります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 6 6 万 8, 0 0 0 円の補正であります。1 8 節負担金補助及び交付金は、北海道自治体情報システム協議会への負担金で、令和 3 年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修費の計上であります。

4 款 1 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金 1 6 7 万 6, 0 0 0 円の補正は、2 4 節積立金で令和 2 年度の介護給付費の確定に伴いまして、財源充当によります介護保険料分の充当後の残額分を基金へ積み立てるものであります。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目介護給付費負担金等返還金 9 3 1 万 6, 0 0 0 円の補正につきましては、2 2 節償還金利子及び割引料で、令和 2 年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国、道、支払い基金、町に対する返還金であります。

次のページを御覧ください。

2 項繰出金 1 目他会計繰出金 4 万 2, 0 0 0 円の補正は、令和 2 年度の低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う国庫負担金への返還金であります。

以上で歳出を終わりました、次に、歳入の説明をいたします。

4 ページを御覧ください。

4 ページ、1、歳入であります。

2 款国庫支出金 2 項国庫補助金 5 目事業費補助金 3 3 万 3, 0 0 0 円の補正は、システム改修に係る 2 分の 1 の補助金。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 4 4 万 2, 0 0 0 円の補正は、2 節事務費繰入金 3 3 万 6, 0 0 0 円、4 節低所得者保険料軽減繰入金は、過年度分の低所得者保険料軽減分 1 0 万 6, 0 0 0 円の計上。

7 款 1 項 1 目繰越金 1, 0 9 2 万 7, 0 0 0 円の補正は、令和 2 年度からの繰越金全額の計上であります。

以上で、議案第 5 4 号から議案第 5 7 号までの説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第 5 4 号令和 3 年度陸別町一般会計補正予算（第 3 号）、第 1 条歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は 9 ページからを参照してください。

2 款総務費、9 ページから 1 0 ページまで。

3 番久保議員。

○3 番（久保広幸君） それでは、1 0 ページの総務費のただいま説明のありました 1 1 目の交流センター管理費の補正額 1, 9 3 1 万 9, 0 0 0 円と、1 2 目の銀河の森管理費の補正額 4 5 6 万 8, 0 0 0 円、これにつきまして議案説明書のナンバー 4 の 1 と 4 の 2、それから 5 の 1 に宿泊事業者感染防止対策等支援事業として詳しく掲載されておまして、先ほども説明がありましたが、工事請負費を含めてその中で道費補助金を除く部分については、基金の繰入れと一般財源ということでありました。この内容を見ますと、まさにコロナウイルスの感染拡大に対応した事業ではないかと思うわけでありませぬ。今後の見通しであります、まだ令和 3 年度以降の地方創生臨時交付金の配分は何もないのですが、今後仮にこういうものがあつた場合、この事業に充てられる可能性があるのかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） この感染、今回の補助事業の対象になるものについては交付金の対象とはなりません。交付金の対象となるものは、あくまでも当初等で挙げています経費になりますが、今年 6 月の補正でもコロナ対策の関係で補正を上げさせていただいておりますが、そういったものには今後出される交付金の対象とできるというふうに考えておりますので、事業費と交付金自体については、追加配分があつた分はそういったものに充当していきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 似たような形で前年度で小中学校のエアコンの整備の際、最終的には裏の部分を臨時交付金でみたような記憶があるのですが、そういうことは考えられないということですか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 議員おっしゃるとおりで、それらについては充当できないというふうにされております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 10ページの交流センター管理費14節工事請負費の施設整備改修の客室のエアコン設置についてですけれども、今回オーロラハウスの客室のエアコンが故障しているということで、このことについては私もエアコンが動かないというのは、もう数年前から委託業者は修理の要望を出していたそうですけれども、それがなかなか町に届いていなくて、お客様には迷惑をかけていたという話を聞いております。この夏暑かったので、宿泊した人には大変窮屈な思いをしたと思っております。そしてまた、窓も開かない状態で網戸もついていなくて、宿泊していた人は大変だったことと思われま。

このように委託業者と町の連絡というか、情報交換、こういうのはどのように行っているのかお伺いします。

それともう一つ、オーロラとコテージのWi-Fi整備についてですけれども、両方とも現在Wi-Fiの整備はされていたと思うのですけれども、このワーケーションをするに当たって、また一層強化なものに取替えるということなののでしょうか。この2点お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） オーロラハウスのエアコンの故障につきましては、現在まで実は7月29日に故障が見つかりましたが、それ以前も徐々に能力が衰えておりました。集中管理方式という暖房と同じような配管を利用するというので、ちょっと変わったような方式でございまして、通常の各部屋につけるような冷え方はございません。そこまで強いような冷え方ではございませんが、そのような状態で過ごしてまいりました。

委託業者、施設の管理業者につきましては、今年につきましても様々などのような声が上がっているのかということで、クレームとか声上がるたびに相談は持ちかけております。定期的な年に1度か隔年になりますが、交流センターの運営会議というのもありますし、受託事業者と年に一度契約するときには小まめに休館日の打ち合わせ等、細

かく相談している次第でございます。

あとWi-Fiの関係でございますが、いま現在オーロラハウスにはWi-Fiはあります。駅のほうにはWi-Fiありますが、実は建物の端のほうになりますと約3分の1の力になってしまうということで、ワーケーションなりある程度大容量を望まれている方には施設の端のほうの宿泊の方はちょっと難しいという形になります。同じくコテージにつきましても現在Wi-Fiがありますが、上り下りそれぞれ10メガぐらいということで、今度改善しますと約10倍ということで、これから大容量が確保されるということで新たな需用を見込んでいる次第でございます。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） Wi-Fiについては了解いたしました。

委託業者についてですけれども、オーロラハウスやコテージなど町に来てくれた人たちを迎える大事な場所なので、これからもそのような意見情報交換をしながらやっていってほしいと思います。

以上です。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 議員おっしゃるとおり、受託していただいている管理者の皆様には本当にお世話になっておりますので、小まめな情報交換などをしまして、より良い環境をつくりたいと思います。

○議長（本田 学君） ほかに。

6 番多胡議員。

○6 番（多胡裕司君） 1 点だけ確認させてください。

今の同僚議員の質問とかぶるわけなのですが、今まではオーロラハウスは1局で冷暖房をとっていたと、それで今回冷房を各部屋につけて網戸もつけるということなのですが、では暖房はどのような形でするのですか。古いやつを使うのだったら古いやつ調子悪いから使えないからこういう形だと思っただけなのですが、冷暖房つきのエアコンに各部屋するのかわせてください。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） オーロラハウスのエアコン関係でございますが、議員が今おっしゃったように、もともとはエアコンと暖房が同じ配管で各部屋に届いております。今年、実は暖房機の交換ということで当初予算で議決していただいておりますので、その配管を利用して暖房の部分は更新が必要でございますボイラーのほうの交換をしたいと思っております。エアコンにつきましても、各部屋の対応という形になります。

あと冷暖房つきのエアコンなどもいろいろな面で協議させていただきましたが、今回は冷房専用機、暖房は若干使えるのでございますが、今回は冷房専用機ということで、既存の暖房のボイラーの配管は実はオーロラハウスだけではなくて、1階も暖めなければならないということで、切るに切れないということでその配管は生かすしかないとい

うことで、暖房機能はそのままボイラー更新で使うと、そのような形になっております。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、3款民生費、11ページから、4款衛生費、13ページ上段まで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、5款労働費、13ページ上段から、7款商工費、14ページ下段まで。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） それでは6款の農林水産業費、エゾシカのハンターに支払うお金が足りなくなったということで確認させてほしいのですけれども、何人のハンターで何頭とって幾ら足りなくなった、オーバーしてしまったのか、まずはそこ教えてください。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） エゾシカの駆除奨励金でございますが、今年度、実は当初予算では750頭予算で見えております。それで今9月末でございますが4月から捕獲頭数が月平均10頭以上増えております。20頭、30頭のときもあります。毎月4月から増えております。したがって年間の見込みでございますが、当初750頭のところ211頭増加の961頭増えるのではないかとということで予算を計上しております。

また、捕獲する人数でございますが、猟友会の会員の方は27名でございますが、実際にその中で鹿の駆除を行っていただける方が4月から3名ほど増えておりますので、月平均二、三名増えておりますので、その方の増加分が今回反映されたものと思います。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 確か私の記憶なのですけれども、一ハンター一月10頭と決まっていると聞いたのですけれども、そこら辺の確認と、それと先般、課長に鹿の食害すごいよということで上陸の一部、また恩根内、トラリ、薫別の圃場を見てくださいということでお願いをしてあったわけなのですけれども、そこら辺も含めて、今後あの食害の姿を見た中、町としてどのような形でこれを駆除していくのか。私の記憶で多分一人当たり月平均10頭しかとれませんよというやつを、一人当たり15頭にするとか20頭にして強化をしていくのか。何せ鹿の食害がすごく、課長補佐も行って見られたと思うのですけれども、そこら辺についてどうお考えなのか。

また、シカ柵の今後あるべき姿をさらにちょっと考えていかなければならない時期にきているのではないかと思います。シカ柵の中で鹿を飼っているような形で、物すご

い増えています、本当に、うちのほうは。それでいないところにはいない。それで知り合いのハンターに、トラリ方面ちょっと強化してくれないかと言っても、なかなかとれないんだよねという意見だし、とれる人は本当に一月内の1日から狩猟始まれば一週間ぐらいでもう10頭とれる人もいますので、そこら辺も含めて、デントコーンの食害を見て今後どういう対応していくのかお考えを教えてください。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） まず、議員がおっしゃいました捕獲許可の1か月につき10頭ということでございますが、現状陸別町ではこのとおりでございます。これが代々10頭ではございますが、今後猟友会とも相談しまして、何頭がいいのかと色々な御事情があると思いますので、そのようなことは相談して決めさせていただきたいと思います。

また、御指摘のありました鹿の被害につきまして、実は8月末から9月にかけて町内全域回らせていただきました。その中でデントコーンの被害が非常に多かったです。また、狩猟者、農業者にもいろいろ聞いて回りましたが、今年はやはり特別に多いというような声が聞こえております。シカ柵の関係でございますが、シカ柵は農協が主体ということで修繕しておりますが7月1日から8月20日まで今回は修繕を139箇所、町内全域やっております。ただ、議員言われたとおりシカ柵が広大なために、その中の鹿の問題とかいろいろありますが、その辺はいろいろ情報を集めて、もう危機的な問題だということは理解しておりますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（本田 学君） 6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） 本当に丸きり6町歩、一角圃場全部つぶして牧草にまきかえしたというところももう出てきています。本当になんで今年こんなにデントコーンに食害が多いのかなというくらい本当にすごいことになって、異常気象で鹿がおかしくなったのかなということはないのですけれども、まず考えられるのは異常気象で水不足で、デントコーンの丈が何せ短いのではないかなと思って、それで鹿が食べやすく、いつもならまず本当にへり周りちょこっと食ってそれで止めているのですけれども、どんどん中に入って行って食べてしまうということがあるので、今後、やっぱり課長、中山間といろいろ相談して中山間にシカ柵の積立金5,000万円ぐらいありますので、そこら辺も含めた中で今後どういった形で鹿から作物を守るということを重点的に考えていただいて、今後の方策を立ててしっかりと管理していただければなと思っております。終わります。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 今年の鹿の被害は本当に非常に大規模でございますので、関係機関、農協や中山間の集落等と御意見いただきながら、どのような方法がいいのかということで、農業者の皆さんの御意見も吸い上げながら検討させていただきたいと思います。

○議長（本田 学君） ほかに。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 5款労働費、13ページです。1項労働諸費の3目の雇用再生対策費18節の負担金補助及び交付金の事業者雇用促進支援255万円の増額と、これは地元雇用促進事業の補助金だとそういうことでありますが、今年度の938万円、これは前年度の当初予算と全く同額であります。ただ、前年度は年度の途中で130万円減額し、さらに執行残が68万円ほど出る見込みになっております。今回同じ当初予算ではありますが、令和3年度については255万円の増額を見込むということでありまして、先ほどの説明では継続分と新規分、それぞれ増えた人数をおっしゃっておられましたが、令和2年度に比べて大きな増額になると思いますから、どの業種で大きく増えているのか、今、数字を持たなければ大まかな数字で結構です。

それから、この継続分については、当初予算の時点でも算定が可能だったのではないかとそのように思っているわけですが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） まず、今年度当初予算938万円で、令和2年度実績額では740万円ということになっておりますが、今回令和3年度の見込みで大きく255万円と増えた要因でございますが、主に業種としましては福祉関係、農業関係が多いです。具体的な新規の人数でございますが、福祉関係は7名、農業関係が4名、これが新規の見込みです。その他の業種は残りの人数となります。

あと継続事業でございますが、継続事業は本来、翌年度である程度見込めるというような御指摘でございますが、実は令和2年度、令和3年の2月、3月に発生したものがかなりございまして、大きく継続が伸びたということでございます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、10款教育費、14ページ下段から15ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳出全般について行います。

ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、5ページから8ページまでを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

○議長（本田 学君） これから、議案第54号令和3年度陸別町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第55号令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、4ページの歳入です。ここの前年度繰越金30万円についてお伺いいたします。

非常に瑣末なことをお聞きするわけですが、これは歳出の国保税の還付金を執行するための財源として繰越金を充てるということでありますが、この繰越金はこの後審議されます令和2年度決算に基づく歳入歳出差引額が充てられるものだと思います。184万7,840円が提案されることになるわけですが、そのうちの30万円を充てると、そのような理解でよろしいかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 今言った繰越金の確定額は184万7,840円になります。今回歳出の財源が不足しますので、30万円繰越金から充当するというので、残り154万6,840円につきましては留保財源ということで、次回以降の補正財源としております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま答弁がありまして、残りについては留保財源ということで話がありました。

私もちょっと民間の会計と違う部分で疑問に思ったものですからお伺いたしますが、民間の企業会計であれば、先に決算をしてから当該年度の補正は後にやれば繰越金は確定しているのですが、たまたま町の自治体の会計は逆なのでありますが、この歳入歳出差引額の確定、いわゆる繰越金の確定ですが、地方自治体の会計の取扱いに対するちょっと説明書を見ましても、この繰越金の確定、これは歳入歳出の会計閉鎖5月31日、それをもって確定というのか、この決算の確定をもって歳入歳出差引額の確定というのか、どちらなのか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 繰越金の確定については5月31日の出納閉鎖をもって確定いたします。この額については、会計の問題も出てきますが、町の予算につきましては歳入歳出同額での予算計上していきますので、繰越金についても先ほど言いましたように補正等で財源を生じたときまでの留保財源として取っておいて、額は確定しているわけですから、その残りについて後で計上するというような形になります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今の留保の部分ですけれども、これもちょっと自治体の会計を調べましたら、この後小刻みに歳出したにしても、最終的には全額入れることになるのですけれども、一括入れても構わないというような解釈もあるのですが、それはそういうことでよろしいのですか。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） そのような解釈で結構です。

例えば、予算上で何か1,000円の計上をして歳出を減額大きくして歳入を入れるとか、いろいろな方法で調整がとれればそれはどのような形でも構わないのですけれども、目に見えるような留保財源として使うとあれば、補正予算のときに計上するというふうな形でやるのがいいかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第55号令和3年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第56号令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。ありませんか。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それでは歳出の一般管理費12節委託料の看護業務についてお伺いいたします。

今まで本町は応援ナースを頼んでいたわけですがけれども、今回この業務を委託にするということで、こうなった経緯を教えてくださいたいのと、この業務看護を委託業者にお願いするという事でメリット・デメリットがありましたら教えてください。

○議長（本田 学君） 丹野診療所事務長長。

○診療所事務長（丹野景広君） ただいまの御質問でございますが、応援から委託にということでありますが、応援ナースを止めているわけではありません。応援ナースにつきましてはも当初予算計上したときに、いま現在いる職員に対して不足する応援ということで、まず2名を年間雇用、継続的にできるようにということで予算をいただいております。

それで今回委託に挙げているのは応援から変更しますけれども、まず職員が産休ですとか家族の介護ということで休暇に入る見込みがあります。そのための人員の補填ということで、まず2名を予定した中で、応援ナースなのか委託なのかということに検討したところ、応援ナースは基本3か月、最長で6か月ということで雇用いたします。先ほど副町長から説明したとおり、結構な金額の赴任旅費が発生する、それから直接雇用なので報酬を支払い、社会保険に払い、会社には紹介手数料を支払うということで、一定の金額を支払っていると。委託になりますと、先ほど副町長から説明しましたけれども、全て会社の職員を派遣していただくということがありまして、雇用の安定ということがまず、大きな赴任旅費は発生しないということもありますので、若干見える経費は大きくなりますが、職員としての質も実は業者にも確認しておりますけれども、応援ナースよりは会社で責任を持って派遣する以上は、適正も一定程度の保障ができますということがありましたので、委託にしているというところでございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 内容は分かりました。

この委託というのは、契約は1年契約、複数年契約になっているのでしょうか。

○議長（本田 学君） 丹野診療所事務長長。

○診療所事務長（丹野景広君） 会社との契約につきましては、基本的には時間当たりの労務単価で契約をするということで、実績により精算も含めての請求に基づいて支払っているという形になります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第56号令和3年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第57号令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第57号令和3年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(本田 学君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時07分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員